
茅ヶ崎市環境事業センター
粗大ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針に関する質問への回答

令和4年2月25日

茅ヶ崎市

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	第1章	1	(6)⑥ ウ(エ)	本件事業の対象となる業務範囲	資源物の引渡し場所は、場内でしょうか。もし場外の引渡し場所まで事業者が運搬する必要がある場合は、「市の指定する業者」やその引渡し場所が変更されて、その結果運搬費用が増加する場合には、費用の見直しをしていただけないという理解でよろしいでしょうか。	本件施設を運転することにより発生した金属類等の資源物は、茅ヶ崎市環境事業センター外に位置する市の指定する業者へ引き渡してください。引き渡し先の変更によって、著しく運搬費用が増減する場合は協議します。
2	3	第1章	1	(6)⑥ キ	事業の内容	⑥(キ)に「運営事業者は、市の実施した生活環境影響調査の各調査項目について確認を行う。」とありますが、確認する趣旨及び要求水準との関連性についてご教示いただけますでしょうか。	本件施設が、生活環境影響調査において規定した各調査項目を満足することの確認を行います。要求水準書との関連性については、入札公告時に入札説明書等に示します。
3	3	第1章	1	(6)⑦ ア	事業の内容	「予期しない地中埋設物が確認された場合は、その取扱いについて協議する。協議の結果、地中埋設物の撤去等を行う場合、当該撤去等に係る費用については、合理的な範囲で市が負担する」とございますが、予見不可能な地中埋設物に対して事業者側では、撤去等に係る費用、撤去・処分に要する期間をお示しできないため責任は負えません。事業者負担はないとの認識でよろしいでしょうか。	事業者が通常予見できないような地中埋設物の場合には、お見込みのとおりです。
4	3	第1章	1	(6)⑦ ア	本件事業の対象となる業務範囲	「現在、実施されている解体工事の完了が地中障害物の撤去・処分やその他の事情により遅延し、本件事業の工事着工が遅れた場合には、本件工期の変更協議を実施していただけるものと考えてよろしいでしょうか。 また、工事着工遅れの影響により発生する追加費用（工期を短縮するための費用や、工期延長に伴う追加費用等）は、ご協議のうえ、合理的な範囲で貴市にご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。」	そのような場合には協議を行います。
5	3	第1章	1	(6)⑦ オ	市が実施する業務範囲	「市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。」とありますが、事業者が対応する具体的な業務内容をご教示お願いいたします。	市が行う対応に係る支援等を想定しています。
6	3	第1章	1	(6)⑦ カ	市が実施する業務範囲	「市は、一般見学者を除く行政視察、他団体視察等の対応を運営事業者と連携して行う。」とありますが、見学対応は貴市が主体的に行うと考えてよろしいでしょうか。また、事業者が対応する具体的な業務内容をご教示お願いいたします。	行政視察、他団体視察等の対応は市が主体となって実施しますが、本件施設の説明等に協力してください。なお、一般見学者は、事業者の対応とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7	7	第2章	2	(3)	特定事業契約の締結	第2章2(3)特定事業の契約の項目で建設工事請負契約書を建設事業者と締結する事になっていますが、第2章3(1)入札参加者の構成等の項目④では、建設工事請負契約書を締結する者は特定建設工事共同企業体「特定共同企業体」となっています。建設事業者と特定建設工事共同企業体は同一との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	10	第2章	3	(6)④	特定共同企業体の設立に関する要件	④に「本件事業の入札に参加するに当たり特定共同企業体の結成を予定する建設事業者は、参加表明までに協定書を作成し、提出すること。」とありますが、共同企業体の結成（協定書の締結）は入札参加資格確認申請書提出と同時に協定書を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
9	21	別紙1			事業スキーム	SPCから、運営・維持管理を受託するにあたり、本件施設の運営・維持管理を行う者の要件をすべて満たす構成員と別の構成員で、運転業務に関する特定共同企業体を結成して受託することについて、制限がないものと理解してよろしいでしょうか。なお、全ての要件を満たす構成員を企業体の代表企業とさせていただきます。	本件施設の運営・維持管理を行う者の要件をすべて満たす構成員と別の構成員は、「第2章3(3)構成企業の制限」を満足し、運営事業者に出資する必要があります。
10	21	別紙1			事業スキーム	SPCから、運営・維持管理を受託するにあたり、運営・維持管理企業から、協力企業などへ、業務の一部（特殊な業務や専門性の高い業務）を再委託することについて、お認めいただけますでしょうか。	市の事前の承諾を受けた場合には、SPCから委託を受けた運営・維持管理企業が業務の一部を再委託することは可能です。
11	24	別紙3			施設の契約不適合リスク	事業期間中における施設の契約不適合に関するものとありますが、事業者は工事請負契約等で定められた契約不適合責任の期間のみ責任を負うという理解でよろしいでしょうか。	建設事業者は、お見込みのとおりです。なお、本件事業は、DBO事業であることから、契約不適合の責任期間以降の運営期間中に本件施設の基本性能を満足しない等の事象が発生した場合には、運営事業者の費用と責任で基本性能を満足する等運営に支障がないよう修繕等を行っていただく必要があります。詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。